

# 国立研究開発法人物質・材料研究機構

## 契約監視委員会規程

平成21年11月26日

21規程第110号

改正：平成22年 9月22日 22規程第50号

改正：平成23年 4月27日 23規程第19号

改正：平成27年 3月24日 27規程第 3号

改正：平成27年 6月 9日 27規程第106号

改正：平成27年 7月28日 27規程第119号

改正：平成28年 3月29日 28規程第12号

改正：平成30年12月12日 30規程第54号

改正：令和元年 9月24日 2019規程第61号

改正：令和2年 7月28日 2020規程第45号

改正：令和3年 3月23日 2021規程第28号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第 9号

### (目的及び設置)

第1条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び「国立研究開発法人の調達に係る事務について」（令和3年2月26日内閣総理大臣・総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が、調達に関する内部統制システムを確立し、公正かつ透明な調達手続きによる、適切で迅速かつ効果的な調達が行われているかの点検等を行うため、国立研究開発法人物質・材料研究機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (点検事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について点検等を行うものとする。

- (1) 機構が策定する調達等合理化計画の妥当性
- (2) 調達等合理化計画の実施に対する自己評価の妥当性
- (3) 競争性のない随意契約における、随意契約とするべき理由や契約価格の妥当性
- (4) 競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行の可能性
- (5) 国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随意契約」という。）の事前承認及び事後確認

- (6) 特例随意契約案件に対する内部監査結果の適正性
- (7) 一般競争入札等により契約を行う場合の、競争性確保の状況  
(フォローアップ)

第3条 委員会は、前条に定める点検等の後においても、機構において締結された契約についての改善状況のフォローアップを行う。

(点検等結果の提出・公表)

第4条 機構は、第2条及び前条に定める点検等及びフォローアップの結果を公表する。

(構成)

第5条 委員は、監事及び外部有識者によって構成する。

- 2 外部有識者は公正中立な立場で客観的に契約及び入札についての点検等を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員会は、委員5人以上で組織する。
- 4 委員会は、必要に応じて専門委員を置き、コスト削減等に係る特定事項について意見を求めることができる。
- 5 前項に定める者は、外部有識者のうちから、理事長が委嘱する。

(任期等)

第6条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 4 外部有識者及び専門委員に対する謝金は、国立研究開発法人物質・材料研究機構謝金及び委員等手当の支給基準について（令和元年9月24日 2019達第28号）に基づき支払うものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを開催する。

- 2 委員会は非公開とし、委員会の審議概要は公表する。
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長（前条第3項に規定する者を含む。）が決するところによる。

(意見の具申又は勧告)

第9条 委員会は、第2条に定める点検等の結果、対象契約に係る理由及び経緯等に不適

切な点又は改善すべき点があると認めるときは、理事長に対し意見の具申又は勧告を行うことができる。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条の点検等及び第3条のフォローアップに関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、監事室が財務部門調達室と連携して処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年11月26日から施行する。

附 則 (平成22年 9月22日 22規程第50号)

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規程第19号)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年 3月24日 27規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月9日 27規程第106号)

この規程は、平成27年6月9日から施行する。

附 則 (平成27年7月28日 27規程第119号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 28規程第12号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月12日 30規程第54号)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日 2019規程第61号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月28日 2020規程第45号)

この規程は、令和2年7月28日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日 2021規程第28号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日 2023規程第9号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。